

- 第1章 人権は「普遍」か：相対主義による人権批判
- 第2章 人権の尊重はなぜ正しいのか：憲法学、法哲学での人権正当化諸理論
- 第3章 人間の「本性」とは：「人間の普遍」の生物学的探求→進化生物学の概観
- 第4章 事実から規範は導出できるか：手段としての道德規範
- 第5章 人間社会に普遍的規範とは：集団存立と「繁殖資源獲得機会の配分」
- 第6章 人権は普遍か：「配分」原理としての人権
- 第7章 「自然主義の人権論」の意義

議論の骨格

- ◆ 人権をあらゆる人間に普遍的なものとして基礎付けたいが、その課題は困難である。それを実現するためには、従来の枠組みを超えた議論をすべきである。（大前提）
- ◆ マッキンタイア／リー・クワンユーの文化相対主義の「説得性」（第1章）
- ◆ 従来の相対主義批判＝人権の普遍性擁護は、それ自体が一定の文化（価値）を前提にしてしまっているので、相対主義という「釈迦の掌」の外に出られない。（第2章）
- ◆ ある価値を、別の価値で基礎付けようとするが、その別の価値の基礎付けはさらに別の価値の基礎付けを要するので、無限後退を強いられる（ユークリッド幾何学の公理・公準）。無限後退を嫌えば、循環論法（証明すべき命題を証明過程に密輸入する）に陥る。
- ◆ 相対主義に絡め取られる特定の価値に依拠せずに、時代や地域を超えた全ての人間に普遍的なものを基盤にして理論を構築すべし。（75）
- ◆ 価値や規範の話を取りあえずやめて、事実の話に限る。（第3章）
↓
- ◆ 人間を生物とみなし、生物進化の産物と捉えることによって人間の普遍性を確保する。では生物として人間という種を捉えたとき、その本質は何か。
 - （1）人間は「繁殖」（生存と繁殖、そのための資源獲得）に向けて生きている。
 - （2）人間は「他の人間集団への対抗」を主要因として集団生活をする。（145）
- ◆ では、かりにこうした形で「人間の普遍性」（事実）が確保されたとして、そこから何がしかの価値や規範が導けるのかという問題に答えなければならない。（第4章）
- ◆ G・E・ムアの「自然主義的誤謬 naturalistic fallacy」批判をクリアする道
↓ （内井惣七『進化と倫理』）
- ◆ 人間の欲望を含む事実命題と、その欲望実現のための合理的手段に関する事実命題を組み合わせるならば、事実命題から価値命題・規範命題を導くことは可能である。151
「Aは運転免許証をもっていない」「Aは法に違反せずに運転したいと思っている」「Aは運転免許を取る能力も時間も経済力もある」→「Aは運転免許を取るべきだ」
- ◆ カントの *morarlich-praktisch*/*thchnisch-praktisch* の対で言うところ、後者にかかわる「仮言命法」の論理で、とりあえず事実（である）→規範（であるべし）の流れを確保。
- ◆ カントはこういった技術的実践（欲望とその充足手段）を「怜悯の法則」とよび、狭義の道德法則（定言命法）から峻別するが、そのような区別は根拠無し。（156）
- ◆ 人間に関する「繁殖」衝動と「社会性」欲求の普遍性に基づいて主語を A から人類に拡大できるし、「運転免許をとるべし」といった技術実践的個別的命法から「あらゆる個人に人権が保障されるべし」といった道德実践的普遍命法を導出することもできる。（「もし P がしたいのならば、Q をすべし」という P が全ての人間に妥当するなら、「Q すべし」——たと

えば人を殺してはいけない——という定言命法が成り立っているように見えても、その実は、「もしPであれば」が省略されているに過ぎない。）

- ◆ 以下、第5章第6章は、個々人が繁殖欲求（無意識）をもって争いあう中で、いかにしてその繁殖機会配分の格差是正がなされてきたかという人類学的・歴史的回顧になっている。機会配分において不利な扱いを受ける弱いメンバーは臨界点を超えると集団から「逃散」して強者を脅かすので、全体としては平等化に向けて歴史は動いてきたという説明。奴隷制→奴隷解放。封建的特権→市民革命。一夫多妻制→一夫一婦制など。
- ◆ 最終的には、繁殖機会獲得機会の固定的配分システムが、流動的システム（市場、普通選挙法、自由権——ただし社会権も含むなどの一連の装置）へと移行することが、人間の本性（繁殖衝動と社会的欲求）と最も合致した歴史過程として是認される。（ある種の発展史観？）

いくつかの疑問（自らも自問自答中の…）

- (0) 「なぜ…であるべきなのか」という規範の根拠（**reason**）に関する問いを、「なぜ人は皆…であるべきだと思えるようになったのか」という信念形成の原因（**cause**）に帰着させる路線は自然主義的倫理学の王道であり、それ自体としては有望な道であると思える。その上で…。
- (1) 人間を生物と捉え、その本質を「繁殖」とみるのはよいが、現代の進化論によれば、著者自身が認めるようにその繁殖の「主体」は遺伝子である（選択単位に関する論争）。だとすれば、膜翅目のような仕方での繁殖もあるし、一雄多雌型のバンドを形成する近縁霊長類のようなそれもある。著者は、個々人が「繁殖にむけて生きている」というのは、個々人の意識や行動を超えた生物学的事実であることを繰り返し強調するが、そのことは、(1)の強い主張（ドーキンスの **selfish gene** 論）とあいまって、個人に定位した人権論にはつながらないのではないか。
- (2) かりに個人に定位した繁殖衝動論として議論が成立しているとしても、その場合繁殖したいのは「私」であり、「私の繁殖」に敵対する「他者の繁殖」はできれば抑圧したいのが「人間の本性」であることになるだろう。社会形成の最大動因は「他の人間集団」からの防衛であったとされているし、事実旧約聖書や古事記やホメロスの世界は、他集団の殲滅、強姦の世界であったようにもみえる（「汝殺すなかれ」ロー・テイルツァーハの「ラツァーハ」の限定性）。著者は、人間の普遍的エゴイズムという「事実」から出発し、エゴとエゴの衝突→妥協→繁殖機会配分規則といったホップズの社会契約のロジックが歴史的に生成したと考えているようであるが、つまり道徳規範を洗練されたエゴイズムに還元できると考えているようであるが、果たしてそれば可能だろうか。（ふたつの路線。エゴイズムを超えた超越的道徳の要請。エゴイズムを超えたメンタリティの進化心理学的説明。ルースのような議論。）
- (3) ドーキンスは、遺伝子 **gene** と並んで人間を強力に規定する自己複製子として模倣子 **meme** のアイデアをだし、これが **S・ブラックモア**らによって展開されている。（cf. **Condillac, Traité des animaux**）生物遺伝子によって一元的に議論を構築するのには限界があるのではないか。
- (4) 全体として、先進国の欧米的価値（ブッシュの「人権外交」）の「押し付け」に抵抗する後進国（アジア、イスラム、アフリカ）の「相対主義」を批判し、先進国・後進国に共通の議論の岩盤を見出す…という風に話ができている印象があるが、この印象は正しいか。（ブッシュには、広島市民やバグダッド市民の「人権」を感じ取る力があるとは思えないのだが…。）
- (5) より根本的に、進化論は勝者（サバイバー）の論理であるが、そのロジックで弱者を守る人権論が構築できるのか。